

第1回総合教育会議

議事録

平成27年7月30日開催

湯沢市

第1回湯沢市総合教育会議 議事録（会議の概要）

日 時：平成27年7月30日（木）

午後3時30分～午後4時20分

場 所：本庁舎4階 会議室41

<開 会>

総務課長： 定刻となりましたので、ただ今から平成27年度湯沢市総合教育会議を開催します。はじめに市長からご挨拶申し上げます。

市 長： 本日は、お忙しいなかお集まりいただき誠にありがとうございます。また、本市教育行政の推進に当たり御尽力いただいていることに対しまして改めて感謝申し上げます。

この会議は、今年の4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、市長と教育委員会が対等な関係において協議・調整する場として設置が義務付けられたものでございます。

この会議におきましては、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策である大綱を市長が策定することとなっております。

このほか、この会議において協議・調整すべき事項としては、教育条件の整備など重点的に講ずべき施策のほかに、緊急の場合といたしまして、児童・生徒等の生命や身体保護等の緊急の場合に講ずべき措置がございます。

この度の制度改正は、教育長の権限強化のほか、市長が教育に対して関与を深めるという色彩が濃いものでありますが、しかしながら、教科書採択の方針や教職員の人事等については、首長の権限に関わらないものとされており、政治的中立は保たれているものと認識しております。

本日は、大綱の決定のほか本教育会議の設置に係る要綱について審議いただく予定であり、秋頃には第2回の会議を開催したいと考えております。本市教育の発展のためにも、十分な議論をお願い申し上げます。

総務課長： 続きまして教育委員長からお願いいたします。

教育委員長： 記念すべき第1回目の湯沢市総合教育会議の開催であります。市長には、ひとつよろしくお願い申し上げます

「国づくりは、人づくりから」これは古来から、政治あるいは行政にもある言葉だと思います。教育においても湯沢市を挙げて取り組むという形になってきたこと大変喜びたいと思っております。

全国的である少子高齢化、特に湯沢市においてもそうでありますが、やはりそれに対応した教育が必要と思います。子どもたちが少ないということもそうですが、長寿の方も大変多いということでもありますので、その方々が意欲をもって湯沢市で元気で生活ができるという、生涯学習という形の教育も非常に大切ではないかと考えます。

今日は、市長と共に健全で意欲のある湯沢市教育が進んでいくことができますよう、よろしくお願いいたします。

総務課長： ありがとうございます。それではお手元の資料、次第4の案件に入ります。これからの進行につきましては、本会議の招集者であります市長にお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは市長お願いします。

市長： それでは、案件(1)の湯沢市総合教育会議要綱の制定につきまして、総務部総務課から説明をお願いします。

総務課総務班長： 資料1の要綱の説明に入ります前に、皆さますでにご承知のことと存じますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」につきまして、その概略について簡単に申し上げたいと思います。

(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」により説明)

法律の改正についての説明は、以上でございます。

市長： ただいま、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律につきまして、新「教育長」の件、新「教育委員会」について、また、大綱の策定について、総合教育会議について説明がありました。引き続き、要綱に関しても説明をお願いします。

総務課総務班長： それでは、資料１の湯沢市総合教育会議要綱（案）についてご説明申し上げます。ただいまの説明を重複するところもありますが、よろしく願いいたします。

（資料１により説明）

第１条の設置でございます。設置につきましては、条例や要綱等での義務付けはありませんが、今後の会議の運営上、定めることが望ましいと考えられますことから、本市では明文化するものでございます。

第２条は、構成員でございます。緊急の場合等、市長が出席できない場合の代出は想定しておらず、後日改めて開催することになります。

第５条は、意見の聴取でございます。関係者又は学識経験者の意見を聴くことが望ましいと会議で判断されたときは、その者の出席を求めることができる規定でございます。

第７条と第８条の関係でございますが、この会議は公開を原則としておりますので、議事録を作成しておりますので、後程、閲覧またはホームページにより、広く市民の皆様にお知らせすることとしております。

第９条の庶務でございますが、市長部局の総務部総務課で行いますが、教育委員会事務局教育総務課とも相互連携した上で、事務の庶務を司ることといたしております。

私からの説明は、以上でございます。

市長： 説明が終わりましたが、御質問等ございますでしょうか。
（質問なし）

よろしいでしょうか？

では、皆様に承認いただきましたので、本日付けで告示いたします。

市長： それでは、案件(2)の教育行政の大綱の策定について、教育部教育総務課から説明を求めます。

教育総務課長： 教育総務課長の佐藤でございます。教育大綱（案）についてご説明させていただきます。

（資料2により説明）

大綱が対象とする期間については、法律では特に定められておりませんが、概ね4年～5年と想定されております。今回、湯沢市では市長の任期等に鑑み、平成27年度と平成28年度をその対象とすることとしてございます。

基本理念に基づき、4つの分野に分けそれぞれの基本方針を策定してございます。

市長： 「教育行政の大綱の策定」について説明が終わりました。何か御質問等ございますでしょうか。

藤井委員： 基本理念については、市長さん、熟慮してお考えになられたののではないと思いますが、どのような気持ちで作成したのかをぜひお聞かせ願いたい。

市長： 東京一極集中の今、地方が大変衰退しているといわれる中、自分の生まれ育ったふるさと、先人の功績にまず学ぶべきだという姿勢が必要だという思いが強くなりました。

湯沢市が取り組んでいる「ジオパーク」も、自分たちが生まれ育った地域や大地、その古い歴史、先人たち、そういったことを学べば学ぶほど、誇りを持つきっかけになると考えております。

そうして足元を固めたうえで、広い知識を持って、世界に羽ばたいてもらいたい。そのような考えを大綱の中に盛り込んだところであります。

教育委員長： 市長が、郷土に強い思いをもっていることに対し、私も非常に賛同できるものであります。特に、湯沢市はジオパークを確立し、湯沢市の自然や産業などをわかりやすくPRしていることについては、ぜひ今後も続けていくべきことかなと思います。

さらに考えるべきことは、世界中とくに日本はそうではありますが、世界遺産・自然遺産・文化遺産・産業遺産、こういったものの認定を受けようとして熾烈なたたかいと申しますか、努力が行われております。

例えば、北海道や北東北でも「縄文遺跡群」を何年も出しているが、なかなか取り上げてもらえないという現状もありますし、ふるさとをアピールしたいという強い気持ちは、全国各地どこにでもあります。ですから、湯沢市においても強く打ち出していくことが必要だと思います。

価値というものは、ある程度、他からの評価を受けないとなかなか気づけないものでありますので、現在進めている湯沢市のジオパークの取組も、もう少しランクが上がるような形でできればと思います。

また、先人たちの功績については、湯沢市ではまだ体系化されていないのではないのでしょうか。小野小町は、非常に出ていますが、湯沢市にはそれ以外にも、政治家・文化人・医学者・スポーツや文化面でさまざまな人がいます。そういった方々をもう少しクローズアップして進めていくべきではないかなと感じたところであります。

市長： ありがとうございます。芳賀委員長さんからもお話がありましたように、それぞれ自分の掘って立つところを学べば、ジオパークでもそうですが、もっと深い意味合いがあります。

外からも評価されるという意味では、ネットワークを通じて交流を深めていくことも必要でありますし、学校ではジオパークを基にした学習会が行われており、その学習会でも他所に向かって発表し、評価してもらおうという機会もあるので、広めていきたいと考えております。

また、先人の方々についても、もっと掘り下げてわかりやすく紹介で

きるようにしていきたいと、私も思うところであります。

佐藤委員： 資料を初めて見たときに真っ先に浮かんだのは、やはり「ジオパーク」でした。この前、市役所で、ジオパークのパンフレットを見てすごくいいなと感じたところだったが、高校生の娘に聞くと「全然わからない、行ったことがない、聞いたことがない」と言われたものがあったことも事実です。

やはり、地元のことを知ると愛着も湧きますし、それに誇りに思うような子どもになってもらいたい。また、子どもが学習することで家族や大人と一緒に学ぶこともできます。生涯学習や学校教育がすべてつながるような印象があります。日本各地や世界各地を学ぶことはもちろん大事ですが、子どもたちには、まず地元をしっかりと学んでほしいと思います。

市長： 子どもたちの学習でも、ただパンフレットを見るだけでなく実際に現地に行ってみたり、そこでガイドの方々の案内を聞いたりして、興味を持つ機会も増えておりますので、もっと広げていくべきだと考えております。

また、学校の教育現場においても研究会やグループが出来ておりますので、力を入れていただければありがたいと考えております。

教育長： ジオパーク関連の学習活動ということで、今、学校現場の方でも「ふるさと教育」に力を入れております。各校で、地域の教材を生かしながらのふるさと教育に努めてくれています。

いろいろ学校現場の話をお聞きすると、子どもたちがそれぞれのジオサイトでジオの学習に積極的に取り組み、学習したことを自分たちなりの表現の仕方でもとめて発表しているとのことでもあります。

特に今年度、雄勝中学校では、ジオ関係のことを修学旅行先で発表したり、あるいは紹介したりして地域のよさを宣伝する活動を行うなど、修学旅行の中身も変わってきております。これも、子どもたちが郷土の良さを学んで、知って、これは自分たちだけのものでなくて、もっともっと発信し

たいという気持ちの表れでないかなと感じているところです。

後藤委員： 教育環境の整備のところですが、ハード面では、耐震改修や校舎の建築など、そこで生活する子どもたちがいきいきとしていて、よかったなと感じています。

一方で、教育条件の整備には、もうちょっと力を入れてもらえればと感じています。特に、人的支援では輝きサポートで、特別支援の子どもたちのサポートで入っていただいて、本当に学校では助かっていると思っています。

やはり「教職員が忙しくて児童・生徒に目が届かない」ところで、いろんなことが起きてくる訳で、岩手県での事例もあります。そうしたことを未然に防ぐ意味では、例えば、図書館のボランティアだとか、放課後ボランティアであるとか、外部からの人材が入れば、教職員は職務に専念できて、子どもたちに目が行き届くのかなと考えました。

児童・生徒の安全確保ということでは、万全を期するのが教育行政の使命かと思しますので、考えていただければと思います。

市長： 合併後、少子化もあり、受け皿としてハード整備に取り掛かってきましたが、だいたい目途もついてきましたし、ハード面ではだいぶ整備も整ってまいりました。しかしそれで十分だということではなくて、後藤先生のおっしゃられたように、ソフト面が非常に大事なことでございまして、これから中身をもっと充実させていきたいと考えております。

市長： 「教育行政の大綱の策定」につきまして、御意見をお伺いしてまいりましたが、この他ございますでしょうか。（意見なし）

それでは、教育行政の大綱について、このように決定いたします。

市長： 協議事項については、以上で終わらせていただきたいと思います。大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。

総務課長： 次第(5) その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

教育委員長： 教育ばかりではありませんけれども、県のほうで地域活性化のいろいろな施策や、金銭面では補助事業等で工夫しているようですので、ぜひそういったものと連動して、財政的支援、人的支援を有効に活用してはどうかと考えます。

総務課長： 次回の会議は、今回決定していただきました大綱を基に、28年度予算要求に向けた協議をお願いしたいと考えております。時期につきましては、10月中旬から下旬を想定しております。

それでは、以上で平成27年度第1回湯沢市総合教育会議を閉会いたします。慎重なご協議ありがとうございました。

＜ 閉 会 ＞